

平成27年11月9日

最高裁判所事務総局秘書課長 殿

仙台地方裁判所判事 内田哲也

平成27年10月1日から同月9日まで、木内道祥最高裁判所判事の随行員として、オランダ王国及びオーストリア共和国に出張しましたが、その概要は、以下のとおりです。

第1 オランダ王国（ハーグ：10月1日から同月3日まで）

1 國際司法裁判所（International Court of Justice）事件傍聴（10月2日午前）

國際司法裁判所が所在する平和宮を訪れ、同裁判所法廷において、ニカラグア対コロンビアの「主権的権利及びカリブ海の海域に対する侵害」事件を傍聴した（在オランダ日本国大使館古谷真良一等書記官が同行）。

同事件は、ニカラグアがコロンビアに対し、平成24年11月に同裁判所が下した両国の海洋境界画定判決をコロンビアが遵守せず、武力によりニカラグアの主権を侵害しているなどと主張し、上記判決の遵守と損害の賠償等を求めるものである。傍聴当日は、コロンビア側が提出した管轄権がない旨の先決的抗弁に関し、ニカラグア側の代理人3名が、出身国の法衣とウイグを纏って弁論を行った。

弁論に立ったゴメス在オランダ・ニカラグア大使（Carlos Jose Arguello Gomez）、ブロトンス教授（國際法、マドリッド大学）（Antonio Remiro Brotons）、ペレット名誉教授（パリ第10大学）（Alain Pellet）は、両国間では上記判決に基づいて交渉を行っており、紛争が存在しないため國際司法裁判所に管轄権がない等とのコロンビアの主張に対し、ニカラグアのオルテガ大統領の発言等を根拠としてコロンビアとの間に紛争が存在すること、ニカラグア側に上記判決について交渉を行う意思はないこと、コロンビアのサントス大統領の発言等からコロンビアが上記判決を履行する意思のないことが明白であるこ

と等、コロンビアの提示する I C J 規則の解釈が誤っていることなどを主張し、コロンビアの抗弁を却下して実体審理に入ることを求めていた。

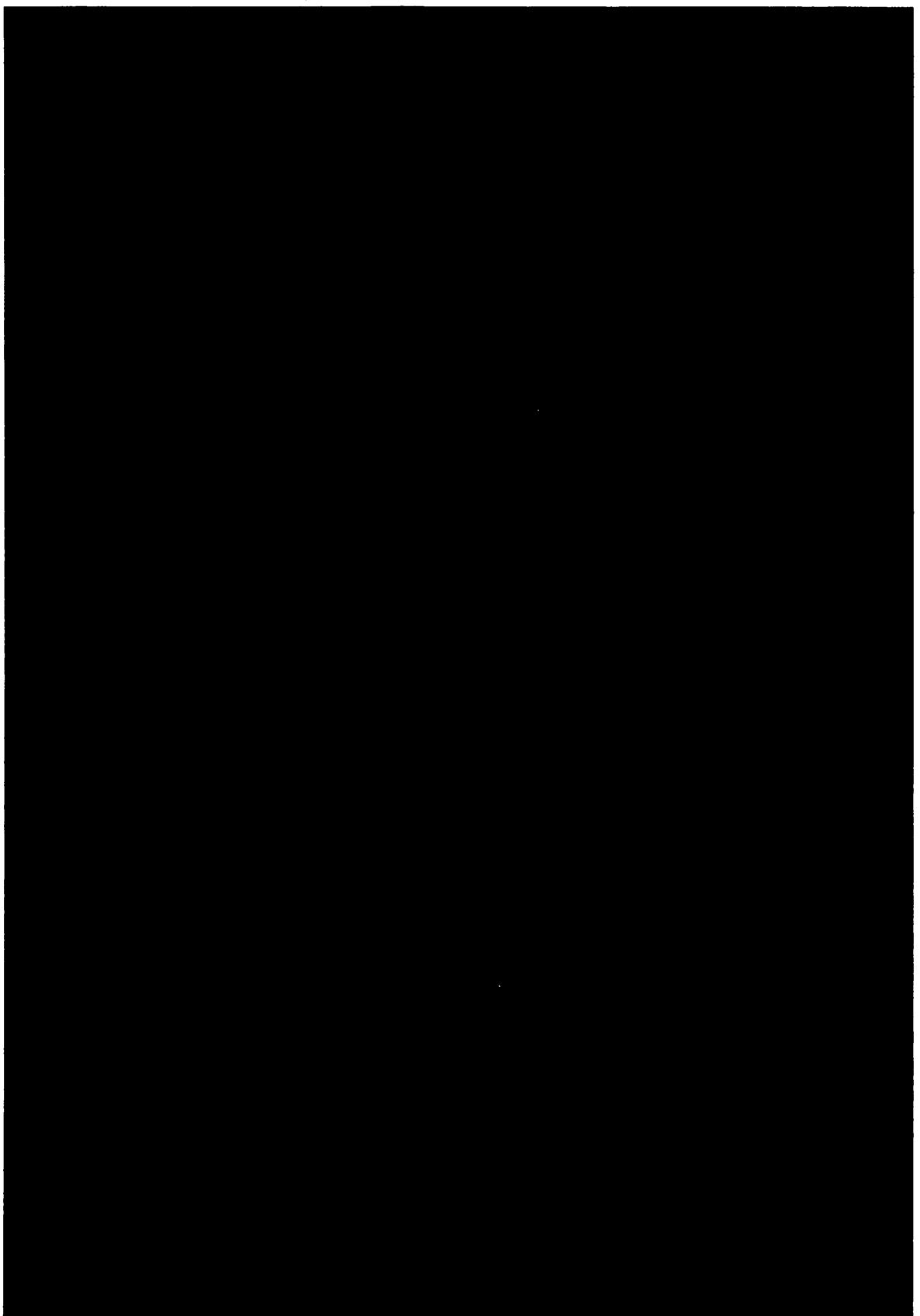
国際司法裁判所では、英語とフランス語が公用語とされており、アブラハム裁判長、プロトンス教授及びペレット教授はフランス語を用いていた。ワイヤレスシステムによる英・仏語の同時通訳が用意されており、同システムは傍聴人も含めて利用することができた。弁論の 2 日後にはウェブサイトに口頭弁論の速記録が掲載され、その後には翻訳文も掲載されていた。

なお、上記弁論により管轄権に関する抗弁についての弁論は終結しているが、現時点では上記の点に関する決定はされていないようである。

2 最高裁判所訪問（10月2日午前）

フェテリス長官 (Maarten Willem Charles Feteris) を表敬訪問し、ストーム事務総長 (Hans Storm) と共に応対していただいた（古谷書記官及び通訳が同行）。

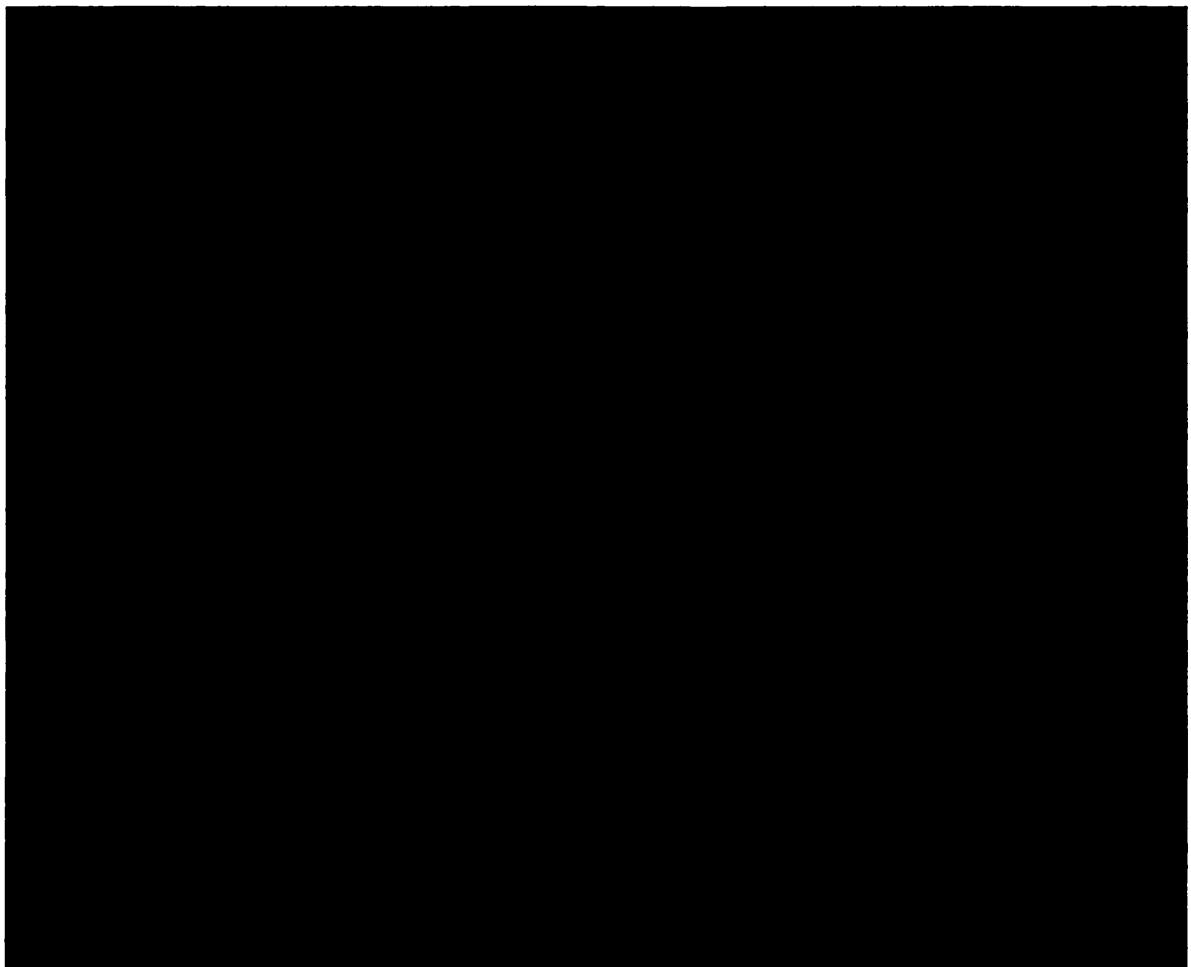






3 大使公邸昼食会（10月2日昼食）

最高裁訪問に引き続き、辻優在オランダ日本国大使公邸において、昼食会が開催された。同昼食会には、最高裁からフェテリス長官とストーム事務総長のほか、ノイマン副長官 (Ernst Jona Numann)、ローマン裁判官 (Savornin Lohman)、ヴァンルーン裁判官 (Piet van Loon) が招待され、寿司、すき焼き等の和食を楽しみながら、各国における最高裁の現状や家族法をめぐる法改正の状況等について、意見や情報の交換が行われた（古谷書記官及び通訳が同行）。



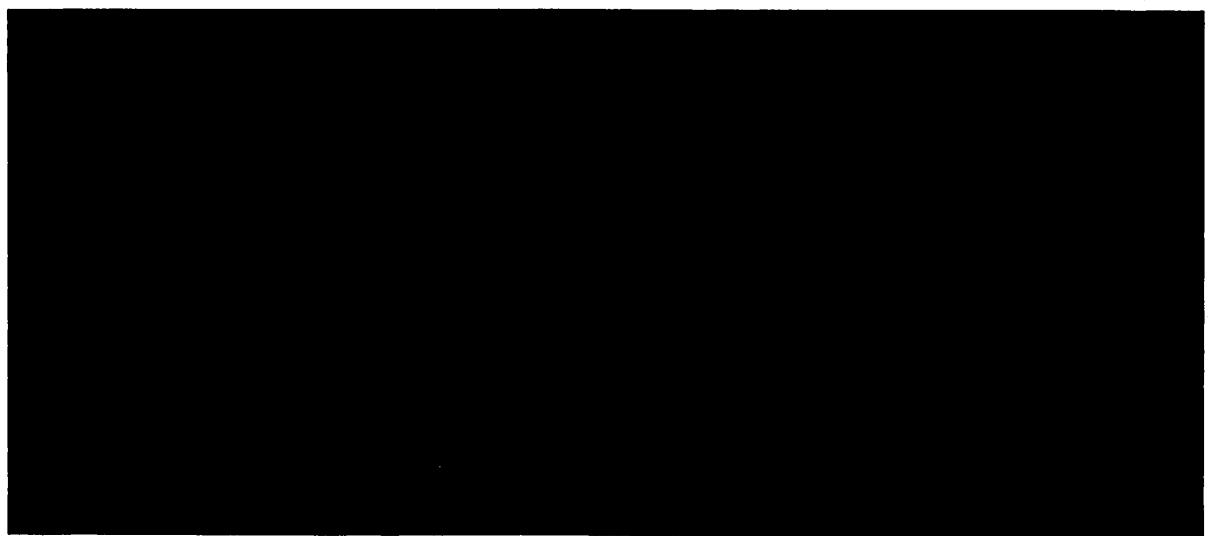
[REDACTED]

4 常設仲裁裁判所（Permanent Court of International Arbitration, P C A）事務局訪問（1
0月2日午後）

国際司法裁判所と同じく平和宮にある常設仲裁裁判所の事務局を訪問し、レビン上席法務官（Judith Levine）、リー法務官（Hyun Jung Lee）に応対していただいた（古谷書記官及び通訳が同行）。

応対していただいた部屋は、通称「日本の間」と呼ばれる部屋であり、平和宮の完成時に日本から贈られた巨大な6枚の西陣織の壁紙が張られていることから、このように名づけられ、実際の審議でも使用されているとのことである。常設仲裁「裁判所」の一室ではあるが、法廷独特の重々しい雰囲気ではなく、仲裁手続の柔軟性を象徴しているよう感じられた。

[REDACTED]



5 大使主催夕食会（10月2日夕食）

ハーグ郊外の風車を改造したレストランにおいて、辻大使主催の夕食会が開催され、国際司法裁判所の小和田恆判事、国際刑事裁判所（International Criminal Court）の尾崎久仁子判事と懇談した（古谷書記官が同行）。

A large black rectangular redaction box covering several lines of text.



第2 オーストリア共和国（ウィーン：10月4日から同月9日まで）

オーストリアは、中東難民のドイツへの経由地となっていることもあり、交通機関の混乱等が心配されたが、ウィーン市内には特に混乱等はみられなかつた。もっとも、空港からの移動当日は、難民救済を目的とするチャリティコンサートが催されるということで、市内道路が夜遅くまで渋滞していた。同コンサートにはウィーンフィルハーモニーを始めとする有名楽団が多数参加するということで、多くの観客が詰めかけていることであった。ウィーンフィルは、本来、政治的な立場としては保守的で、難民の受入れには消極的であるが、現在の欧州では、難民のために何もしないということはそれ自体が非難の対象となる雰囲気があるようで、立場の違いを超えて同コンサートに参加したということである。

1 国際法曹協会 (International Bar Association, IBA) 年次総会開会式等 (10月4日午後)

カンファレンス登録会場では、Lexis Nexis, Westlaw, Oxford Publishingといった法律関係の有力出版社などのブースのほか、大手法律事務所、ロースクール等のブースが立ち並んでおり、自社の出版物、製品、サービス等の紹介を行っていた。中には、常設仲裁裁判所事務局において、仲裁手続に熱心に取り組んでいる国・地域として例示されていたシンガポール国際仲裁センターのブースもあった。

開会式の1時間ほど前に会場に到着したが、追加申込みのない参加者はファストトラックの列で登録を受けることができ、5分程度で円滑に登録が完了した。案内係が多数配置されており、迷うことはないと思われる。登録をすると、資料、空のUSBメモリ、モバイル機器の携帯充電器等が入れられたバッグを手渡された。各セッションで用いられる資料の一部は年次総会のウェブサイトにアップロードされていたが、ほんの一部であり、その後にこれらが増えることもなかった。

開会式は、音楽の都にふさわしく、ウィーン少年合唱団26名による天使の歌声で幕を開けた。リブキン会長（David W Rivkin）の挨拶では、ウィーンは、1969年の条約法に関するウィーン条約（Convention on the Law of Treaties）、1990年のヨーロッパ通常戦力条約（Treaty on Conventional Armed Forces in Europe）のほか、今年成立したイラン核兵器開発の停止に関する歴史的合意等、重要な外交的合意に成功した地であるが、これらの合意は法律家の努力なしでは成立し得なかつたことが語られた。リブキン会長は、IBAによる証人保護のための特徴的な取組である“EyeWitness”を取り上げた。これは、スマートフォンのアプリケーションを使い、人権侵害が行われている場面を撮影した画像を取り込んでウェブ上に保管し、これを裁判において証拠として用いることで目撃証人が法廷で証言せずに人権侵害を立証することができるというものである。また、司法汚職も重点問題として取り上げ、途上国においては汚職が1.25兆ドル（150兆円）ものコストを要していると国連が試算していることを指摘し、司法汚職には必然的に法律家が関与しているのであるから、汚職撲滅に対する法律家の責任が重いことを強調していた。そのための取組として、IBAでは司法の廉潔性確保のためのプロジェクトチームを立ち上げ、途上国の最高裁長官らを交えて司法汚職が蔓延する具体的な原因を究明し、その対策を講じるための議論を行っていることを紹介した。

続いて、前欧州委員会委員長で元ポルトガル首相のバロッソ氏（Jose Manuel Durao Barroso）の基調講演が行われた。バロッソ氏は、グーグルで“欧州”と入力すると“危機”が検索候補として出てくることを紹介した上、欧州の最大の関心事となっている中東難民問題について、同問題は数々の危機を乗り越えて発展してきた欧州にとって人道

上の最大の危機であり、国民の安全確保を強調して難民問題から目を背けることは、欧洲が道義的な義務に反することになるなどと述べた。会場で質問に立ったインドの最高裁判事から中東諸国に対するメッセージを問われると、バロッソ氏は、「仲間を支援するためにもっとやるべきことがある（“do more to support your brothers”）」と答え、喝采を浴びていたのが印象的であった。また、難民たちは様々な側面で法的な助言を必要としているとして、この問題における法律家の役割の重要性についても強調していた。

リブキン会長、バロッソ氏が取り上げた問題は、我が国の法曹界における問題としてはほとんど取り上げられることのないものであり、法律家の間で国際問題となっている事項にも関心を払うことの必要性を痛感した。

ウェルカムパーティーは、3階建てのウィーンコンサートハウスで開かれ、各階において、バイオリンカルテットとバレーダンサーによるモーツアルトの演奏や、映画サウンドオブミュージックのサウンドトラックの演奏、ジャズ演奏等が繰り広げられる中、ウィーンの伝統的な料理やオーストリアワインがふんだんに振る舞われた。

2 IBA参加セッション

(1) 二重資格—資格の取得によりキャリアの期待を高める (Dual qualification – enhancing your career prospects through qualifications) (10月5日午後)

このセッションは、日本でイメージする二重資格（国家公務員と弁護士、公認会計士と弁護士、医師と弁護士等）ではなく、2つ以上の国・地域で法曹資格を得ることのメリット・デメリット、解決すべき課題等について議論するものであった。同セッションでは、米国司法試験の大手予備校であるBARBRIロンドン校に勤務するハッチソン弁護士（Sarah Hutchison）を議長として、アイルランドのクラーク弁護士（Geraldine Clarke）、レバノンのカラム教授（Ghada Karam）、ガーナのクエニエヒア弁護士（Kimathi Kuenyehia）がスピーカーとして参加した。

冒頭、ハッチソン弁護士2か国で法曹資格を得るために一般的な方法について説明し、外国人弁護士への規制、国内ロースクールの卒業義務付け等が資格取得の障壁となるとし、取得による利益と損失を十分に吟味した上で自己に「投資」することが重

要であるとの意見を述べた。アンゴラの弁護士によれば、アンゴラでは法曹資格を得るために5年から10年の居住要件が課されることである。

続いて、カラム教授から、二重資格の取得のメリットについて教育上の観点から説明された。同教授は、資格取得により得られる素養として語学力、起業精神、異文化理解、コモンローとシビルローを吸収する能力等を挙げ、二重資格の取得には必然的に外国留学が伴うため、国際感覚を養うことにもつながるなどと指摘した。

次に、ガーナで法曹資格を取得した後、ハーバードロースクールに留学してニューヨーク州の法曹資格を取得したクエニエヒア弁護士が、二重資格の活用について、次のような実体験に基づく説明を行った。ガーナの法曹界では、年齢・経験が最も重視されるが、米国の弁護士資格を有することで若手にも活躍の機会が生まれる。親族の弁護士と顧客の競合を避けられるというメリットもある。米国で訴訟を扱うわけではなくとも、米国法の専門家として顧客に分かりやすく説明することができるし、前例のない法的問題について、比較法の観点から具体的な解決策を提示することが可能となる。ガーナでは決して浸透しているとはいえない法曹倫理を踏まえた紛争処理も行うことができる。ただ、若手への当たりは強く、特にエリートへのやっかみ等があるので、地元の先輩弁護士に対して敬意を払い、謙虚に職務に励むことも必要である。

最後に、クラーク弁護士が、二重資格を得て活動する場合の留意点として、EUマネーロンダリング規制やEU指令（他の国・地域で受けた懲戒処分についても報告しなければならないとするもの）、他の専門職との兼任規制に違反しないようにすることを挙げていた。特に、ある国で当局の指示に従って行った行為が、他の国での規制に違反する行為であったとして処罰や懲戒の対象となることがよくあるため、注意を要することである。

セッション全体を通じて、二重資格を得ることのメリットを述べる論調が強かったが、特に途上国の参加者からは、資格を活用する際の障壁等について悩みを述べる意見も散見された。我が国にも、ニューヨーク州やカリフォルニア州との二重資格保持者は多いが、規制が共通する部分も多いため、上記のような悩みを持つことはないよ

うに思われた。

(2) 日弁連主催朝食会（10月6日朝食）

日弁連が主催するIBAの朝食会に参加した。同朝食会では、国境を超える法務における弁護士秘匿特権（Attorney-Client Privilege）について議論がされた。

カナダ、オーストラリア、米国、オランダ、フランスの弁護士が、スピーカーとして各国における弁護士秘匿特権の現状と課題について紹介した後、参加者との間で質疑応答が行われた。各国の弁護士とも、弁護士秘匿特権の重要性を強調した上で、近時は電子メールやモバイル機器の浸透により、顧客側に情報が残ってしまうことが少なくないことを指摘し、情報を弁護士側に集中させるような工夫について意見交換をしていた。

また、日本の弁護士からは、検査当局が顧客側にアプローチして弁護士秘匿特権で保護されるべき情報を引き出そうとすることへの対応について質問がされたが、顧客が検査当局に協力することを止めることはできないことから、有効な対策はなく、顧客とのコミュニケーションを密にして情報秘匿の必要性を理解してもらうほかないと の意見が大半であった。

(3) 有能な人材を法曹界に惹きつけるには（Attracting the best talent into law）（10月6日午前）

ア このセッションでは、スペインIE大学のベセーリ教授（Soledad Atienza Becerril）とイギリスのラウジン弁護士（Kathryn Rousin）を議長として、ドイツのハータング弁護士（Markus Hartung）、イギリスのケネディ弁護士（Lady Andrea Kennedy）、オーストリアのクリムスカ弁護士（Florian Klimscha）、ウィーン大学のスピッツァー教授（Martin Spitzer）、香港のバニヤッセガラム弁護士（Pramondhan Banniasegaram）がスピーカーとして参加した。各参加者の発言の要旨は次のとおりである。

ベセーリ教授：スペインのローファームでは優秀な人材の確保に苦労しており、その原因として、大学、法科大学院、インターンシップ、司法試験という法曹への道のりが長く、不透明な面があるため学生に避けられていること、優秀な学生は法

学に加えて国際ビジネスの学士も取得しており、このような学生は勤勉で視野も広いため市場価値が高いが、法曹になることを選ばない傾向があること等が挙げられる。

スピッツァー教授：オーストリアで法曹資格を得るには、3年間の学士、2年間の修士プログラムを終了することが求められているところ、ウィーン大学では、2万3000人の学生のうち、250名が法学部に在籍しているが、そのうち大学院まで進むのは150名であり、修士号取得者のうち法曹への道を選ぶのは3割程度に過ぎない。現在の学生は、どの仕事を選ぶかよりも、実際に何をするのかを重視するようになっており、とりあえず法曹資格を得た上で何をするかはその後に考えるというタイプの学生がかつてに比べて減少している。

ケネディ弁護士：米国と英国のロースクールでは、入学者が減り、学費は上がる一方で、法曹資格を得た後の収入や仕事は減少傾向にあり、パラリーガルが増加している。特に英国では、法曹はロースクールで借金がかさむ割に、ジョブトレーニングの機会が少ないものとして敬遠され、他の職業との競争に負けることが増えている。これらを解消するには、借金返済を肩代わりした上で、仕事と高い収入を保証することが最善であるが、これらを全て実現するのは無理なので、法律家の仕事が人助けとなり、創造的で名譽となるものであることを学生に理解してもらうことが必要となる。“Generation Y”（米国で1975年から1989年までに生まれた世代の通称）と呼ばれる若者の特徴（野心的、早期出世願望、裁量重視、ネット通等）を理解した上で、このように短いものを好み、長くて中身の濃いものを嫌う世代を惹きつける方策を考えなければならない。

ハータング弁護士：ドイツでは法学部生は4万8000人いるが、うち法曹資格を満たすのは3000人程度であり、その60%を女性が占めるものの、弁護士を選択する女性はその半分に過ぎない。女性は家族法、男性は会社法というように性別により専門分野に偏りがあり、アソシエイトレベルでは女性が45%を占めるが、パートナーレベルでは女性の割合が15%に落ちる。このような状況を解消して有

能な女性人材を確保するには、家庭生活における男性のより一層の協力が必要となる。

クリムスカ弁護士：若者を惹きつけるには、法曹の働き方や評価の仕方を変える必要があり、パートタイムやフレックスタイムの導入によるスマートで柔軟な働き方、出自や性別ではなく結果による評価の徹底、効率的かつ効果的なジョブトレーニングの実施が必要である。

バニヤッセガラム弁護士：香港では、ロースクールでの教育が理論に偏りすぎていることが、実務との乖離を生み、ひいては学生に法曹の魅力が伝わらなくなっている。

イ セッションを通じて、各国とも優秀な人材の確保に苦労している様子が窺われ、司法試験合格者の増加等により全体的に買い手市場となっている日本とは状況が異なるように思われた。

(4) アジア太平洋地域フォーラム昼食会（10月6日昼食）

国際法曹協会が企画する交流プログラムの一つであるアジア太平洋地域フォーラム昼食会に参加した。アジア太平洋地域に限らず、欧州、アフリカ、中東からもビジネスローヤーを中心とする多数の法律家が参加しており、同じテーブルになったイギリス、イタリア、韓国、ドイツ、スリランカ、ナイジェリアの参加者らとボリューム満点の昼食をとりながら交流した。

裁判所からの参加者は少ないこともあって、木内判事が日本の最高裁判事であることを知ると、驚きを示すとともに、日本の裁判制度や最高裁判事の人数、任命過程等に興味を抱いている様子であった。

(5) 性的少数者の保護事案における法律上・証拠上の論点 (Legal and evidentiary issues in asylum cases based upon sexual orientation and LGBTI persons) (10月8日午前)

ア このセッションは、LGBTI（レズビアン、ゲイ、バイセクシュアル、トランスジェンダー、インターסקס）が、性的指向・出自を理由として本国で訴追される恐れがあるとして他国で難民認定を求める事案において、保護の必要性をいかに主

張立証すべきかを議論するものであった。同セッションでは、ニュージーランドのライケン弁護士（David John Ryken）、カナダの移民法センターのサス弁護士（Catherine Sas QC）を議長として、トルコ人の国連職員のブアヘン氏（Bediako Buahene）、イスラエル人の国連難民高等弁務官事務所のダハン氏（Carole Simone Dahan）、英国のグリーク弁護士（Wesley Gryk）、カナダのウォルドマン弁護士（Lorne Waldman）がスピーカーとして参加した。各参加者の発言の要旨は次のとおりである。

ライケン弁護士：平成27年に国連の安保理で初めてLGBTIの権利に関する会議が行われ、非公開であるが195か国が参加するなど、LGBTIの権利保護に関する意識が高まっている。ベルギーでは3年間で1100人、ノルウェーでは45人のLGBTIを難民として保護され、EU全体では年間8450人のLGBTIが難民として保護された。

グリーク弁護士：LGBTIが英国において難民認定された具体的な事案を紹介する。難民認定を求める際のポイントは、当該申立人がLGBTIに該当し、かつ、本国で訴追の危険があることを主張立証することにある。カメルーンで訴追を免れるため性的出自を偽っていた者や、ジンバブエでLGBTIに対する迫害を支持するふりをして訴追を免れていた者について、その旨を主張立証して難民認定を受けた事例がある。上記主張立証においては、性的少数者の生活状況を具体的かつ詳細に主張することが重要であり、英国では性的出自に基づく訴追の危険を立証しさえすれば難民認定がされるため、地道に取り組む弁護士はこの分野で成功しやすく、英國以外の国々にもこのようなプラクティスが広がることを願っている。なお、LGBTIについての理解が深まるほど、迫害する側も対象者がLGBTIであることを認識しやすくなる結果、訴追のリスクも高まるというジレンマがあるため、この点にも留意する必要がある。

サス弁護士：カナダで専ら移民問題に取り組んでいるが、入国管理当局が不合理な判断手法によって難民認定申請を却下した場合に、裁判所がこれを覆して難民認定をした事案が相次いでいる。当局の不合理な判断の例としては、ゲイの男性につ

いて外見や女性との交際歴を根拠としてゲイではないと認定したものの、裁判所は、ゲイか否かを外見で判断してはならず、女性との交際歴があっても必ずしもゲイであることは否定されないとして、他の証拠から当該男性を難民認定した事案、ヨルダン人の男性についてゲイ・バーに関する知識がないことを根拠としてゲイではないと認定したものの、裁判所は、ゲイならゲイ・バーに詳しいはずなどといったステレオタイプで信用性を判断してはならないとして、他の証拠から当該男性を難民認定した事案などが挙げられる。入局管理当局にはLGBTIに対する偏見があり、多様性を意識していないことが、不合理な基準による申請却下につながっている。

ダハン氏：国連難民高等弁務官事務所に勤務しているが、LGBTIの保護に関する様々な決議が積み重ねられている一方で、未だ75か国においてLGBTIであることが訴追対象とされており、中には死刑に処することを定める国さえあること。難民認定審査を通じて実名が公表されることが迫害につながる場合があること、信用性審査が厳しく、提出不可能な証拠を求められる場合があること等、LGBTIの保護の障壁が多数存在する。欧州司法裁判所がオランダの裁判所からの「性的指向の宣言の信用性を評価する際にどのような制限が課されるべきか」との照会に回答したABC事件（A, B, C v. Staatssecretaris van Veiligheid en Justitie, C-148/13 to C-150/13, European Union: Court of Justice of the European Union, 2 December 2014）では、次のような判旨が示されており、これが各国において判断基準とされるべきである。

申立人の供述の信用性を評価するには、個別の状況と個人的な事情に基づくべきであり、ステレオタイプによって判断してはならない。当局による事情聴取は許されるが、申立人の性生活について詳細な聴取を行うことはプライバシー侵害として違法となる。申立人の性生活を撮影した映像は、証拠価値が低い一方で重大な人権侵害につながるから、申立人自身が提出する場合であっても証拠として許容すべきでない。個人の性的指向に関する情報が取扱いに慎重を要するものであることに照らし、申立人が性生活の詳細に関する供述を拒否したことのみをもって、申立人の供述の信用性を否定してはならない。

イ サス弁護士は、以上のような議論を踏まえ、LGBTI の難民認定の事案では結局本人の供述のみが証拠となる場合が多いことから、ABC 事件の判旨を指摘した上で、供述の首尾一貫性、具体性、迫真性により信用性を評価するように求めていくことが重要であるとまとめた。

(6) 國際的な代理出産における法的な落とし穴：代理出産の手配における國際的な規制の必要性 (The legal pitfalls of international surrogacy: the need for international regulation of surrogacy arrangements) (10月8日午後)

ア 同セッションは、香港のダール弁護士 (Marcus Dearle)，英國のリバース弁護士 (Gillian Rivers) が議長を務め、オーストラリアのフレイクス弁護士 (Barry Frakes)，インドのマルホトラ弁護士 (Ranjit Malhotra)，米国のシュナイダー弁護士 (Steven Snyder)，英國のヴェルダン弁護士 (Alex Verdan)，オーストラリア連邦巡回裁判所のウィリス判事 (Josephine Willis) らがスピーカーとして参加した。

ダール弁護士：香港では、商業ベースでの代理出産の斡旋は禁止されており、違反した場合には弁護士が処罰される。国によって実情が異なるため、条約によって國際的な規制をするのは困難であろう。現実的なアプローチとしては、代理出産を希望する人が早期に法的助言を受ける機会を確保することにより、違法な代理出産へと進む道を絶つことであろう。

ウィリス判事：代理出産については、社会倫理を踏まえた規制が必要であり、濫用を防止しなければならない。オーストラリアの子ども保護法 (Child Protection Law) は親の権利ではなく子どもの権利を定めたものであり、代理出産についての定めはない。子を持つ権利を妨げられるべきでないとの意見もあるが、確かに子を持つ自由は人権であるが、どのようにして子どもを作るかを決める自由までは保障されないであろう。オーストラリアでは、インドに代理母を求めることが多く、仲介業者が法外な手数料を取って代理母にはほとんど取り分がないという事案も少なくない。何よりも、実際に子を産む代理母と生まれてくる子の権利が重視されるべきであり、このような権利を守るためにには、代理出産の斡旋が法域を跨ぐ問題であることも踏

まえ、国際的な規制を要する。

ヴェルダン弁護士：英国では代理出産自体は違法ではなく、商業ベースのものが犯罪として禁止されているが、およそ25%の代理出産が米国やインドでの商業ベースの斡旋を利用して行われているのが現実である。法的には母子関係は分娩により発生するとされているため、国籍、相続等は分娩した母に依拠して決められることになる。代理母と子の権利を擁護するため、代理出産のミニマムスタンダードを定めるべきではあるが、実際に定めるのは容易ではない。ハーグ条約代理母プロジェクトでは、このような課題に取り組んでおり、代理母のインフォームドコンセント、年齢・健康状態の検査、信頼できる機関による斡旋を義務付けるべきであるという方向で議論が進められている。

シュナイダー弁護士：米国では商業ベースでの代理出産の斡旋が認められており、世界中から代理出産を希望する人が集まる結果、これに精通している点が特徴的である。希望者側・代理母側の双方に十分な説明と面談を行い、メディカルチェックも経た上で斡旋をしており、特段の問題は生じていない。代理出産は、子を持つ方法として、養子縁組よりも自然なものであると考えられている。もちろん、代理母や子の権利を侵害するようなものは禁止されるべきであるが、そのような規制は刑法等の別の手段で行うべきであり、国際的な規制の網をかけて中央当局の認証をするようにすることには反対である。代理出産の成功率は決して高くないため、失敗するたびに再度の認証が必要となれば利用者にとって過度の負担となる。また、代理出産を希望する者には公平に機会が与えられるべきで、中央当局がスクリーニングをすべきでない。このような意味で国際的な代理出産の規制には消極的である。代理出産により子を持つ権利は憲法上の権利であり、子の利益を上回ると考える。代理出産の規制は各州が行うべき問題であり、連邦法や条約による規制には馴染まない。

マルホトラ弁護士：インドには代理出産に関する特段の規制がなく、問題となっている。一般には余り議論されておらず、私的団体によるガイドラインがある程度

である。両親が精子、卵子の提供を受けて出産した場合には、子にインド国籍が認められないという規定はある。未婚の者には代理母を禁止し、代理母の合意の有効性は民事裁判で争うことができるようすべきであり、代理母になるインド人女性の人権擁護のためにも、国際的な規制には賛成である。

フレイクス弁護士：オーストラリアでは、ノーザンテリトリーを除き商業代理出産は違法とされているが、インドにおける代理出産の斡旋を利用する例が後を絶たない。規制を設けなければ代理母が搾取されるのは自明であるから国際的な規制が必要である。規制を行うに当たっては各国の実情により様々な困難を伴うことは理解できるが、一步一步進めていくことが重要ではないか。

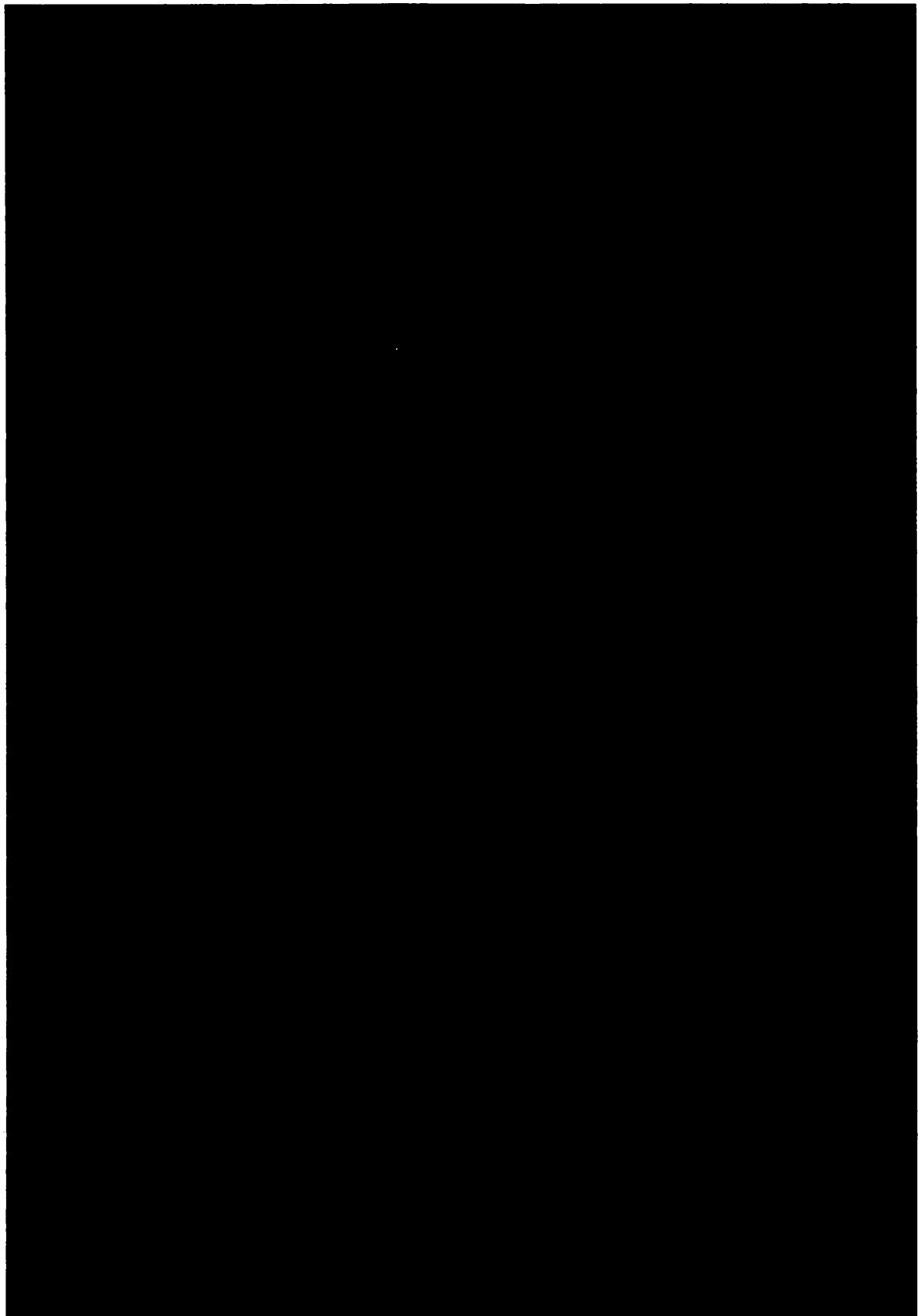
リバース弁護士：代理出産を巡っては、赤ちゃん製造工場（“Baby Farming”）とも呼ぶべき違法行為が横行している。ナイジェリアの産婦人科では、15～17歳の少女が監禁され、無理やり子どもを産ませるという非人道的な行為が蔓延している。インドや中国でも同様の行為が行われていることが指摘されており、生まれた子どもは売買され、男児が女児よりも高く買われている。このような実態がある以上、代理出産に関しては国際的な法規制が必須である。

なお、リバース弁護士の意見に対しては、シュナイダー弁護士から上記のような行為は犯罪であって当然に取り締まられるべきもので、代理出産の問題ではないのではないかとの指摘があった。

イ 各スピーカーからの発表後、国際的な規制に反対し、適切なプロセスを踏んだ上で商業的な代理出産の自由を主張するシュナイダー弁護士と、何らかの規制を必要とするそれ以外の参加者という対立構造の下で、双方とも一步も引かない激論が交わされたが、結局、議論は平行線のままであった。

3 最高裁判所訪問（10月5日午前）

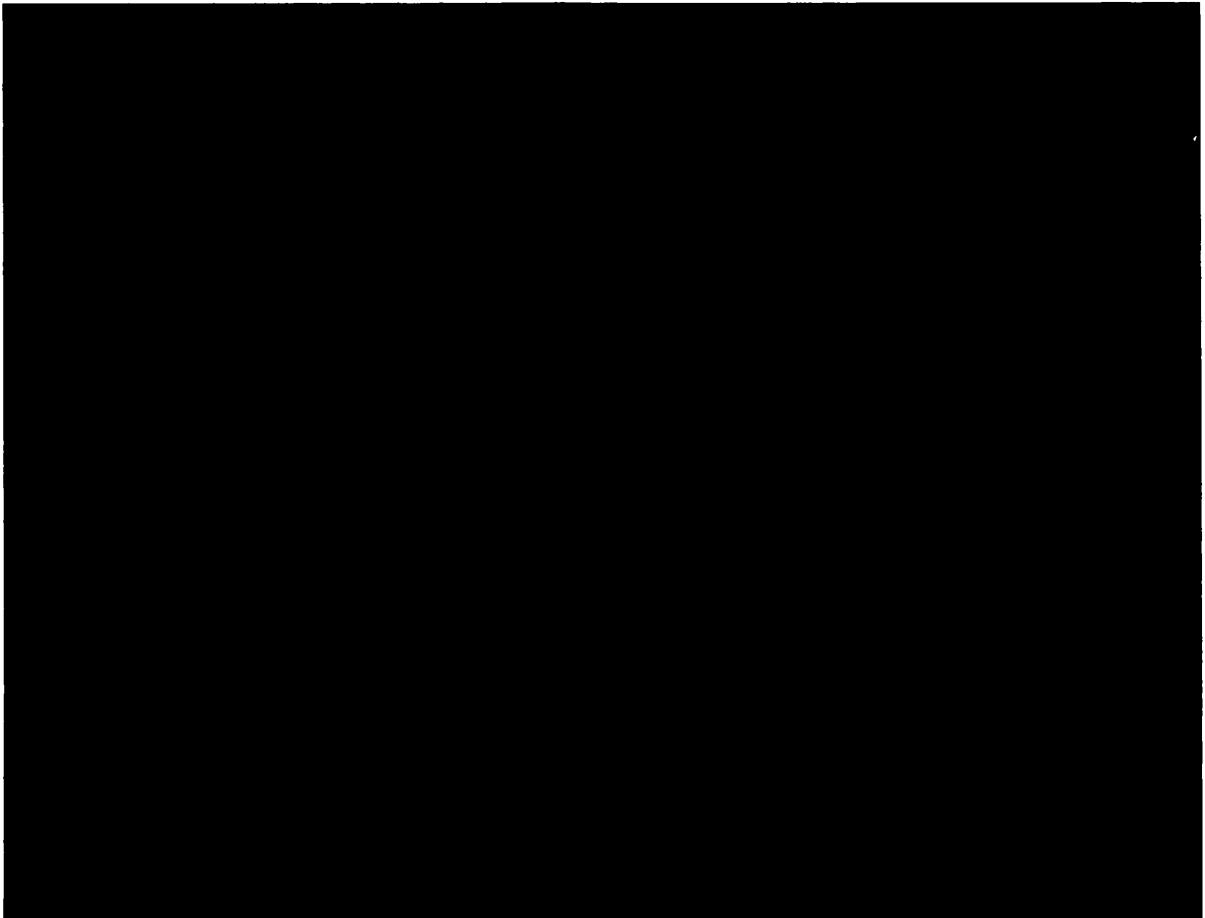
ラーツ長官（Eckart Ratz）を表敬訪問し、スペンリング判事（Anton Spenling）及びロブレック判事（Elisabeth Lovrek）と共に懇談した（在オーストリア日本国大使館の飯崎準一等書記官、山口勇参事官及び通訳が同行）。

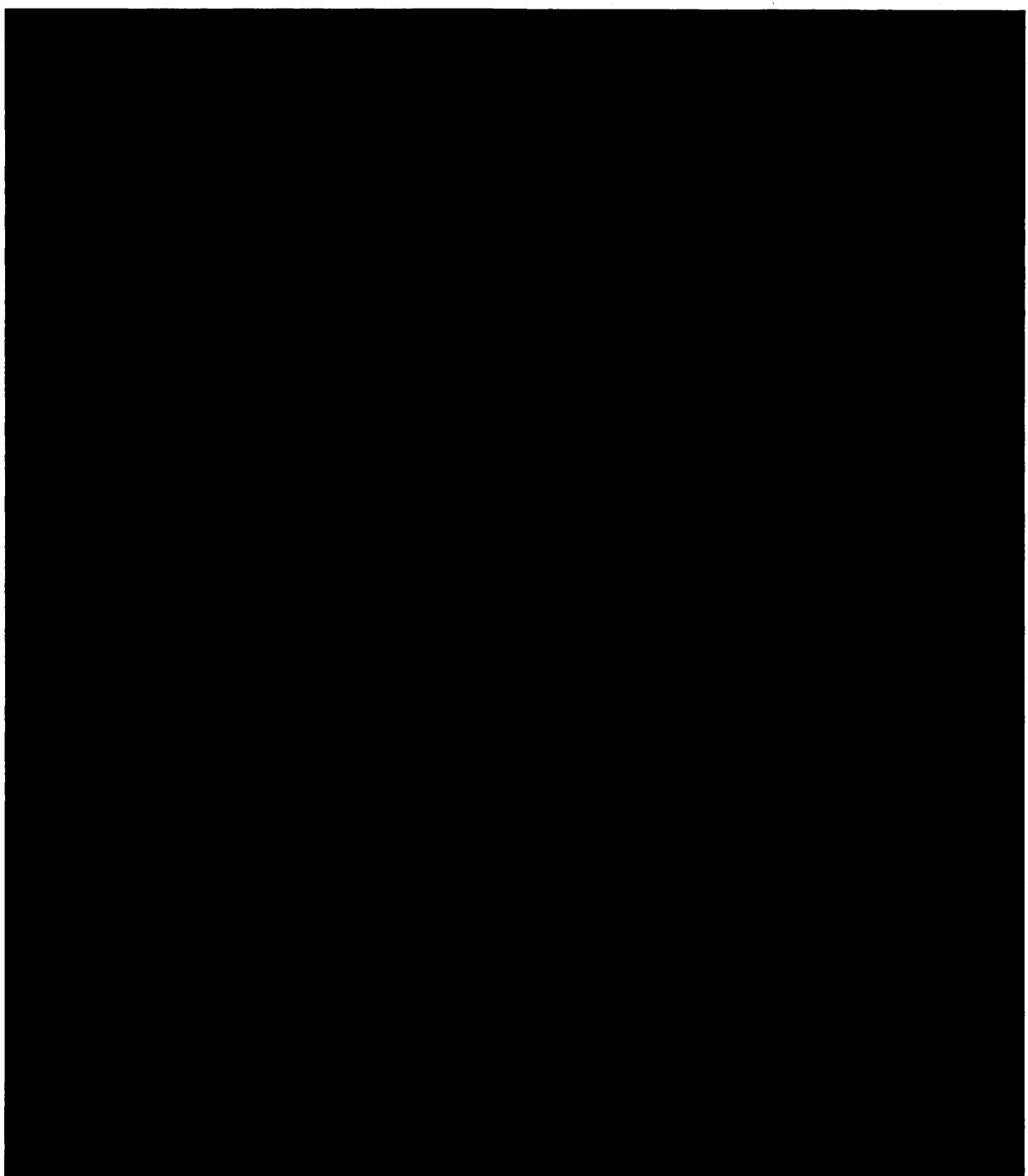




4 憲法裁判所訪問（10月5日午前）

ビアライン副長官（Brigitte Bierlein）を表敬訪問し、フッpmann涉外部長（Reinhild Huppmann）と共に懇談した（飯崎書記官、山口参事官及び通訳が同行）。憲法裁判所の裁判官に対応していただいたのは、平成14年のホルツィンガー陪席裁判官（現在の長官）以来であり、長官、副長官レベルの方に対応していただいたのは、平成10年以来とのことである。

A large rectangular black redaction box covering several lines of text.



第3 おわりに

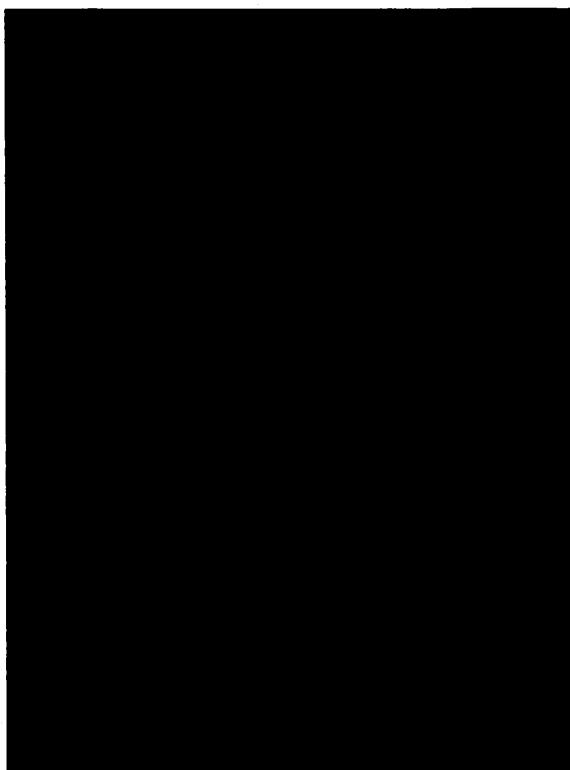
オランダを訪問するのは私にとって初めての経験であり、家庭局付時に国内法・規則の整備に関与した子の奪取に関するハーグ条約を始め、様々な国際条約が締結された地であるハーグを訪問することができ、感慨深いものがあった。

また、ウィーンには私的な訪問の機会があったが、中東難民問題が熱を帯びる雰囲気

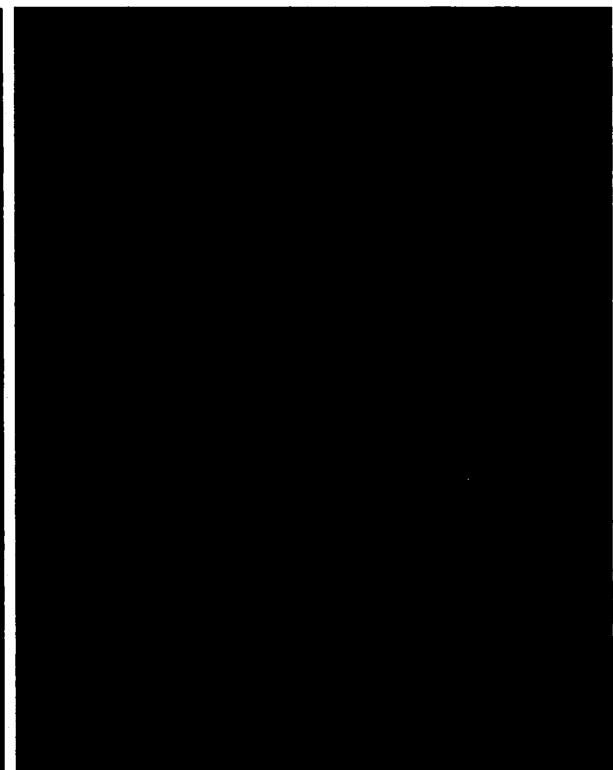
の中で、IBA年次総会という大規模な国際会議に参加し、個別の事件解決に集中するあまり国際的な視点を含めて多角的に物事を見る機会が少なくなりがちな中で、改めて様々な物の見方に触れることができ、非常に貴重な経験をさせていただいた。

細部まで行き届いた万全の準備をしてくださった秘書課、在オランダ日本国大使館、在オーストリア日本国大使館の皆様に対し、心より御礼申し上げたい。

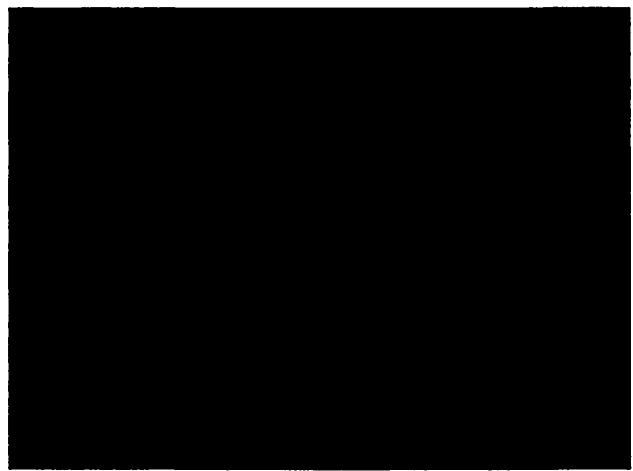
(写真)



オランダ最高裁にて（左からフェテリス長官、木内判事）



ハーグ近郊のレストランにて（左から辻大使、小和田判事、木内判事、筆者）



オーストリア最高裁にて（前列左からスペンリング判事、
木内判事、ラーツ長官、筆者）



オーストリア憲法裁判所にて（左からフップマン
涉外部長、山口参事官、筆者、ビアライン副長官、
木内判事、飯崎書記官）